

社会福祉法人石川県社会福祉協議会 行動計画

本会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備に向けて、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間

2 内 容

目標① 職員一人当たりにおける年間の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を令和7年度実績を基準に5%削減する。

<対 策>

令和8年4月～

- ・ノー残業デイの周知徹底を図るとともに、月ごとの取得予定（実績）表により所属長が定時退社の声かけをし、時間外の削減に努める。
- ・時間外勤務等命令整理簿及び打刻システムにより、時間外勤務が増加している職員に対しては状況を確認し、業務体制の見直し等を検討する。
- ・全職員を対象に、毎月の給与支給日をノー残業デイとし、事務局長がメールで周知する。

令和9年度以降

- ・業務内容やあり方のほか、複数担当制など縦割り業務の見直しを含め検討する。

目標② 年次休暇を年間10日以上付与されている職員の年休取得日数を8日（取得率40%）以上（10日未満の職員については50%以上の取得率）とする。

<対 策>

令和8年4月～

- ・所属ごとに職員の年次有給休暇取得計画を共有し、休暇を取得しやすい雰囲気づくりに取り組む。
- ・ミニリフレッシュ休暇制度の利用周知を図る。

令和9年度以降

- ・年末年始や国民の祝日など連続した休日に合わせて、1日ないし2日をプラスして休暇の取得を促進する。
- ・業務内容やあり方のほか、複数担当制など縦割り業務の見直しを含め検討する。

目標③ 育児・介護関連休暇制度の利用促進を目指す。

＜対 策＞

令和８年４月～

- ・ 各職員に利用できる各種休暇等の趣旨を周知し、子育て中の有無に関わらず、職員の意識向上と休暇等が取得しやすい環境整備を図る。

令和９年度以降

- ・ 対象職員を把握した場合は、個別に制度説明を行う。
- ・ 業務内容やあり方のほか、複数担当制など縦割り業務の見直しを含め検討する。